資料１

計画策定にあたって

１　計画策定の背景

我が国においては、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。令和７年には、団塊の世代が後期高齢者となり、医療や介護、雇用等のあらゆる分野に対して影響を及ぼす、いわゆる「2025年問題」に対応するための取り組みが求められています。

これまで国や地方自治体では、「2025年問題」へ向け、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築、深化が進められてきました。瑞穂市（以下、「本市」という。）においても、高齢者が地域で「生き活き」と生活を送ることができるよう、高齢者を支える仕組みや環境づくりを進めてきました。

また、全国的に人口減少や少子高齢化が進行する中、国においては、平成28年６月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、子どもや高齢者、障がい者も含めた全ての人々が地域や暮らし、生きがいをともにつくる方向性が示されました。福祉分野においても、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係に分かれるのではなく、地域住民をはじめとした多様な主体が地域の課題を「我が事」と捉え、積極的に参画するとともに、複雑化・多様化している地域課題を「丸ごと」受け止め、包括的に支援するための体制づくりを進めることで、誰もが暮らしやすいと感じる「地域共生社会」の実現が目指されています。

令和２年６月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。介護保険法、老人福祉法では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援や介護人材確保及び業務効率化の取組の強化が規定されています。

本市では、平成30年度に策定された「瑞穂市第７期老人福祉計画（瑞穂市高齢者生き活きプラン）」の計画期間（平成30年度～令和２年度）が満了を迎えることから、国や岐阜県の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証したうえで、団塊の世代が後期高齢者となる令和７年、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年を見据え、「地域共生社会」の実現を目指すため、「瑞穂市第８期老人福祉計画（瑞穂市高齢者生き活きプラン）」を策定します。

2　計画の位置づけ

（１）法的な位置づけ

「瑞穂市第８期老人福祉計画（瑞穂市高齢者生き活きプラン）」は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の８第１項に基づき策定されます。

また、介護保険事業は、本市、本巣市、北方町の２市１町で構成される「もとす広域連合」により運営されています。本計画は、「もとす広域連合」で定める「もとす広域連合第８期介護保険事業計画」と整合性を図ります。

（２）市の上位・関連計画との位置づけ

「瑞穂市第８期老人福祉計画（瑞穂市高齢者生き活きプラン）」は、平成 28 年度からの 10 年間を計画期間とする「第２次瑞穂市総合計画」（令和３年度からの５か年は後期基本計画）を最上位計画とし、その方針に沿って策定するものです。また、「第２次瑞穂市地域福祉計画」を福祉分野の上位計画として位置付け、老人福祉を推進するための具体的な取り組みを示します。

瑞穂市老人福祉計画の位置付け

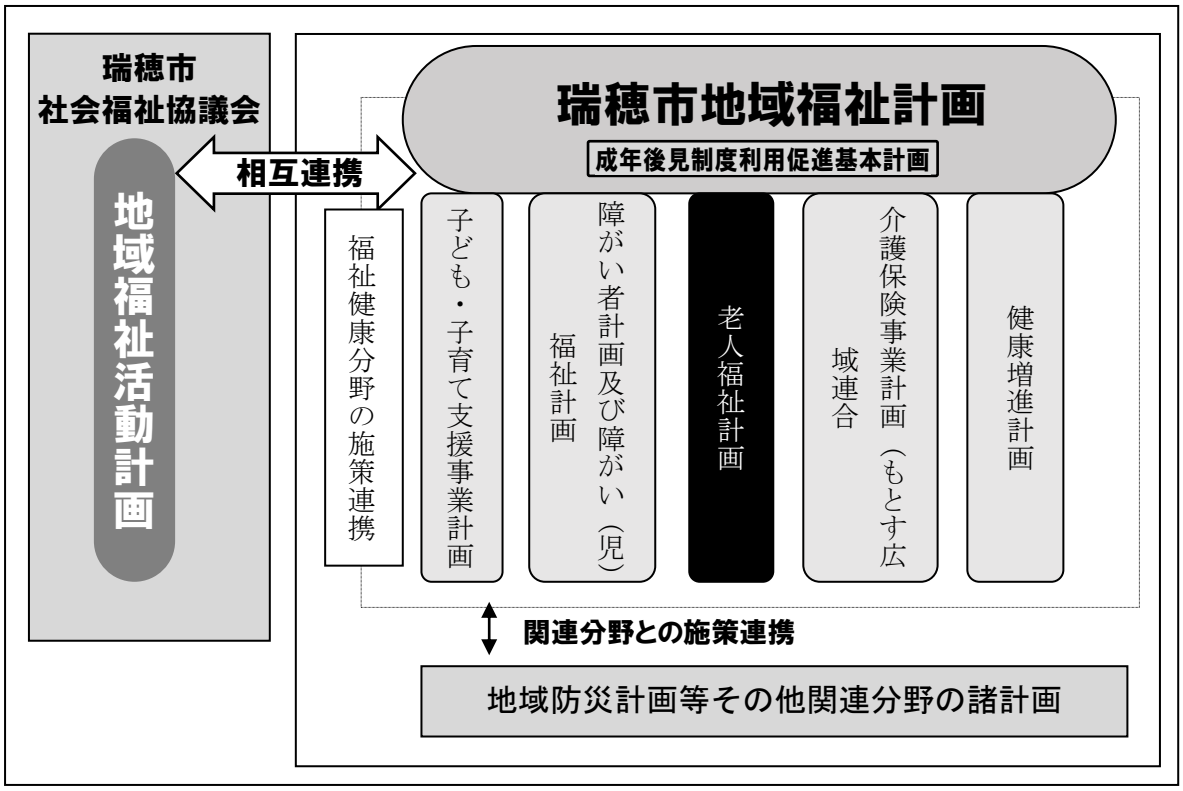

3　計画の期間

本計画の計画期間は令和３年度から令和５年度までの３年間です。

また、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和７年、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年を見据え、計画を策定します。

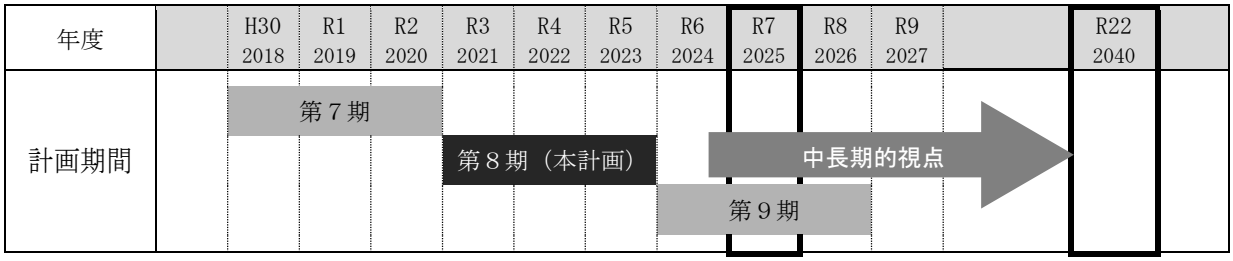

４　持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ：Sustainable　Development　Goals）とは、平成 27 年９月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲載された世界共通の目標で、健康や教育、経済成長、気候変動に関するものなど、多岐にわたる 17 の目標と 169 のターゲットが設定されており、令和 12 年までの達成を目指すものです。

高齢者福祉の推進に関連する目標としては、目標３「すべての人に健康と福祉を」、目標 10「人や国の不平等をなくそう」、目標 11「住み続けられるまちづくりを」、目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」が挙げられています。
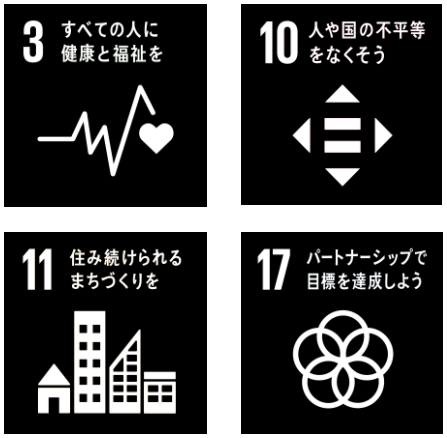
■高齢者福祉分野と深く関連する目標